

医学部については、対象外となります。

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）及び長野県北部の地震に係る
平成30年度震災特別措置要項（授業料等納付金の減免措置）

1. 対象

平成30年度薬学部入学者で次に該当する者、及び平成29年度特別措置の適用を受けた薬学部の在學生（ただし、平成28年度の適用を受けた者は除く。）を対象とする。

- ①東北地方太平洋沖地震により主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合
- ②主たる家計維持者が所有し、居住する自宅家屋が「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域」にあって、被災した場合
- ③主たる家計維持者が居住する自宅家屋が福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示又は避難勧告等を受けた地域にあり、長期にわたって自宅家屋に居住が困難と認められる場合

※ 医学部の学生は、対象としない。

2. 特別措置内容（平成30年度適用）

対象者		特別措置内容	
		入学者(※2)	在學生
主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明		入学金、授業料、施設設備費を半額免除	授業料、施設設備費を半額免除
主たる家計維持者が所有し、居住する自宅家屋(※1)	全壊	入学金、授業料、施設設備費を1/4免除	授業料、施設設備費を1/4免除
	大規模半壊	入学金、授業料、施設設備費を1/4免除	授業料、施設設備費を1/4免除
主たる家計維持者が居住する自宅家屋が福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示又は避難勧告等を受けた地域にあり、長期にわたって自宅家屋に居住が困難と認められる場合		入学金、授業料、施設設備費を1/4免除	授業料、施設設備費を1/4免除

※1. 居住する自宅家屋が持家でない場合は、減免の対象としない。

※2. 入学者は、いったん入学金・施設設備費を納入の上、返還手続きをとることとする。（大学院生を含む。）

3. 提出書類

平成30年度分授業料等納付金減免願(必須)と下記①～③に記載された書類。

- ①家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合；次のいずれかの書類1部。
 - (ア)死亡証明書(死亡届)の写し
 - (イ)死亡した方の戸籍(除籍)謄本の写し
 - (ウ)葬祭を行った証書の写し
 - (エ)行方不明の証書(警察への届出書)の写し
- ②家屋損壊の場合；住民票謄本(各記載事項に省略事項のないもの)と次のいずれかの書類1部。
 - (ア)登記事項証明書(建物)の写し
 - (イ)平成29年度固定資産税・都市計画税 納税通知書(1枚目表紙と家屋)の写
 - (ウ)固定資産税課税台帳登録事項証明(家屋)の写し上記のいずれの書類も提出できない場合は、相談に応じる。
- ③原発避難の場合；住民票謄本(各記載事項に省略事項のないもの)と次のいずれかの書類1部。
 - (ア)被災証明書の写し
 - (イ)罹災証明書の写し
 - (ウ)避難先や避難理由が分かるものの写し

4. 審査

- ①提出書類に基づき、薬学部学生委員会が特別措置適用の可否について審査を行う。
- ②薬学部学生委員会から審査結果を学長に報告し、学長が適用者を決定する。

5. その他

平成30年度限りの措置とする。

【別表】東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域一覧
(都県順、五十音順)

- 東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用地域（厚生労働省平成 23 年 3 月 24 日 18:00 公表による）
 - 青森県：上北郡おいらせ町、八戸市
 - 岩手県：胆沢郡金ヶ崎町、一関市、岩手郡岩手町、岩手郡葛巻町、岩手郡雫石町、岩手郡滝沢村、奥州市、大船渡市、釜石市、上閉伊郡大槌町、北上市、久慈市、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、気仙郡住田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、下閉伊郡山田町、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、遠野市、西磐井郡平泉町、二戸郡一戸町、二戸市、八幡平市、花巻市、東磐井郡藤沢町、宮古市、盛岡市、陸前高田市、和賀郡西和賀町
 - 宮城県：伊具郡丸森町、石巻市、岩沼市、大崎市、牡鹿郡女川町、角田市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、加美郡加美町、加美郡色麻町、栗原市、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、黒川郡大和町、黒川郡富谷町、気仙沼市、塩竈市、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町、柴田郡柴田町、柴田郡村田町、白石市、仙台市、多賀城市、遠田郡美里町、遠田郡涌谷町、登米市、名取市、東松島市、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡松島町、宮城郡利府町、本吉郡南三陸町、亘理郡山元町、亘理郡亘理町
 - 福島県：会津若松市、安達郡大玉村、石川郡浅川町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡古殿町、いわき市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、大沼郡会津美里町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡三島町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、河沼郡湯川村、喜多方市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬郡飯館村、相馬郡新地町、相馬市、伊達郡川俣町、伊達郡国見町、伊達郡桑折町、伊達市、田村郡小野町、田村郡三春町、田村市、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡西郷村、西白河郡矢吹町、二本松市、東白川郡鮫川村、東白川郡棚倉町、東白川郡塙町、東白川郡矢祭町、福島市、双葉郡大熊町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、双葉郡楡葉町、双葉郡広野町、双葉郡双葉町、南会津郡下郷町、南会津郡只見町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡南会津町、南相馬市、本宮市、耶麻郡猪苗代町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町
 - 茨城県：石岡市、潮来市、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、稲敷市、牛久市、小美玉市、笠間市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、桜川市、下妻市、常総市、高萩市、筑西市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、那珂郡東海村、那珂市、行方市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、常陸太田市、常陸大宮市、日立市、ひたちなか市、鉾田市、水戸市、龍ヶ崎市
 - 栃木県：宇都宮市、大田原市、小山市、さくら市、塩谷郡高根沢町、那須烏山市、那須郡那珂川町、那須郡那須町、那須塩原市、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、真岡市、矢板市
 - 千葉県：旭市、我孫子市、浦安市、香取市、山武郡九十九里町、山武市、千葉市美浜区、習志野市
 - 東京都：都区部（足立区、荒川区、板橋区、江戸川区、大田区、葛飾区、北区、江東区、品川区、渋谷区、新宿区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区、中央区、千代田区、豊島区、中野区、練馬区、文京区、港区、目黒区）、昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、立川市、多摩市、調布市、西多摩郡瑞穂町、西東京市、八王子市、羽村市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市
- 長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域（厚生労働省平成 23 年 3 月 12 日 17:00 公表による）
 - 新潟県：上越市、十日町市、中魚沼郡津南町
 - 長野県：下水内郡栄村